

令和 6 年度

国営土地改良事業地区調査
浜名湖北部二期地区機能診断調査業務

特別仕様書
(当初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	国営土地改良事業地区調査浜名湖北部二期地区機能診断調査業務の施行にあたっては、「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第 1-2 条	本業務は、国営浜名湖北部土地改良事業により整備された須部頭首工の機能診断を行い、施設の機能を保全に資する資料を作成することを目的とする。														
(場 所) 第 1-3 条	本業務において対象とする施設の場所は、静岡県浜松市地内で、別添施行位置図に示すとおりである。														
(土地への立入り等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。														
(一般事項) 第 1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第 1-6 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">業務に該当する部門</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table> 別紙 2 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告するものとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
博士	業務に該当する部門														
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														
(担当技術者) 第 1-7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														

項 目	内 容										
(配置技術者の確認) 第 1-8 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録あたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。										
(保険加入) 第 1-9 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。										
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定 (改訂) 年月</th></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>農林水産省農村振興局 ※</td><td>R5. 4</td></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工」</td><td>農林水産省農村振興局 ※</td><td>H28. 8</td></tr></table> ※農林水産省HPで入手可能。	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 ※	R5. 4	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8	
名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月									
農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 ※	R5. 4									
農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8									
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 須部頭首工は浜松市が管理している。 (2) 作業の実施にあたっては、事前に管理者から聞き取りを行い作業方法について十分打合せを行った後監督職員と打合せを行うものとし、手戻りのないよう留意しなければならない。 (3) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。										
(対象施設) 第 2-3 条	対象施設の主な概要は、次に示すとおりである。 (1) 須部頭首工 形式：フローティングタイプ、堤長：40.5m、取水工：RC 造 (10.4m×6.0m)										
(貸与資料等) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>浜名湖北部地区一般平面図</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営浜名湖北部地区施設管理図データ</td><td>1 式</td></tr><tr><td>事業誌「浜名湖北部用水」</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖</td><td>1 式</td></tr></table>	貸与資料	数量	浜名湖北部地区一般平面図	1 式	国営浜名湖北部地区施設管理図データ	1 式	事業誌「浜名湖北部用水」	1 式	平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖	1 式
貸与資料	数量										
浜名湖北部地区一般平面図	1 式										
国営浜名湖北部地区施設管理図データ	1 式										
事業誌「浜名湖北部用水」	1 式										
平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖	1 式										

項 目	内 容				
(貸与資料の取扱い) 第2-5条	<table border="1"> <tr> <td>北部地区その2業務</td><td></td></tr> </table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 第2-4条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 適用する図書及び参考図書は、施設機能診断作業時の最新版を用いるものとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (5) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (6) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 (7) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	北部地区その2業務			
北部地区その2業務					
(関連業務) 第2-6条	本業務の関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>業 務 名</th><th>業務実施期間 (予定)</th></tr> <tr> <td>国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区事業計画検討業務</td><td>R6.9～R7.3</td></tr> </table>	業 務 名	業務実施期間 (予定)	国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区事業計画検討業務	R6.9～R7.3
業 務 名	業務実施期間 (予定)				
国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区事業計画検討業務	R6.9～R7.3				
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、別紙1-1の作業項目内訳表に示すものとする。				
(現地作業内容) 第3-2条	(1) 現地調査の詳細は別紙1-1作業項目内訳表及び別紙1-2現地調査作業一覧表によるものとする。 (2) これらの調査結果は、農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力機能(施設機械の一次診断結果にあたっては一次診断情報入力用 Excel ファイル)を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。				
(作業の留意点・機能保全計画) 第3-3条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。 (2) 当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有することを確認する。				

項 目	内 容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条 第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	(3) 現地調査及び室内試験において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (4) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (6) 第2-1条、第2-4条及び共通仕様書(設)に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」「URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」」に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。 共通仕様書第1-10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする

項 目	内 容
	る。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第2回 中間打合せ（機能診断調査結果取りまとめ段階）（web 形式） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 また、中間打合せはWeb を考えている。 ただし、別紙2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第5章 成果物 (成果物) 第5-1 条	成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部 2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
(成果物の提出先) 第5-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂 2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (4) 第4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (5) 第5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (6) 履行期間に変更が生じた場合 (7) 関係機関等対外的協議により業務計画に変更が生じた場合 (8) その他重要な変更が生じた場合
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別紙１－１】 作業項目内訳表（須部頭首工）

作業項目	作業内容	作業数量
1 事前調査	施設の設計諸元、図面、過去の診断履歴、事故・補修履歴、地域特性に関する既存資料を収集・整理し、施設管理者からの聞き取り等を行い、現地踏査・定点調査の実施方法を検討する。	一式
2 現地踏査	事前調査で得られた情報を基に、地上部から現地踏査を行うとともに造成時と現在の周辺状況の変化を確認する。	1 施設
3 定点調査	須部頭首工について、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」に基づき、記録する。	1 施設
4 健全度評価	調査結果に基づき、施設の健全度を判定する。	一式
5 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式

【別紙１－２】 現地調査作業一覧表（須部頭首工）

作業項目	作業内容	作業数量	備考
【２ 現地踏査】			
現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、定点調査の調査項目等を選定、検討する。	1 式	
【３ 定点調査】			
近接目視	目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察を含む）するとともにスケッチを作成する。	3,800 ㎡	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定により強度を推定する。	21 箇所	
中性化深さ調査（ドリル法）	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深度を把握する。	21 箇所	

【割合】

予定価格算定の基礎となった同表A～Cに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を越える場合にあっては、10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額